

ネットで洋服を購入し、前払いで個人名義の口座に約1万円振り込んだ。その後、「欠品になった。返金するので担当者と無料通話アプリでやり取りするように」とメールが来た。連絡するとすぐに「〇〇ペイで返金する」と言われ、指示の通りに数字などの入力を繰り返した。気付くと、約10万円送金させられていた。お金を取り戻したい。 (20歳代 男性)

ネット通販で商品を購入したところ、販売業者から「欠品のため〇〇ペイなどのコード決済アプリで返金する」と言われ、返金手続きをしているうちに「返金」してもらはずが「送金」していたという相談が寄せられています。

販売業者から「〇〇ペイで返金します」と言われたら詐欺を疑いましょう。商品代金の支払いに使用していない電子マネーなどで返金するのは極めて不自然です。相手方の指示に従ってはいけません。

「注文コード」や「確認コード」などと言われ入力した数字が、実は送金する金額だったりします。

場面は異なりますが、金融機関の現金自動預け払い機(ATM)に誘導される還付金詐欺と非常によく似ています。お金を「入金」してもらはずだったのに、相手に言われるがままに操作・入力したら「入金」ではなく逆に「送金」していたという流れが共通しています。

還付金詐欺は高齢者の被害が多い傾向がありますが、電子マネーなどでの返金をかたる詐欺は、あらゆる年代の方が被害に遭う可能性があります。

詐欺の恐れがある通販サイトの特徴として、販売業者の名称・所在地・電話番号が明確に記載されていない、商品価格が通常より安い、支払方法が銀行振り込みや電子マネーに限定されている、振込先口座が個人名義である、返品・返金ルールが記載されていないなどがあります。

あの時こうすればよかったと後で悔やむことのないよう、利用前には必ずこれらのことを確認しましょう。困ったときは、お近くの消費生活相談窓口にご相談ください。